

○厚生労働省告示第四百二十八号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、厚生年金
保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生
省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

第十二項の表に次のように加える。

平成二十三年

年七・五四パーセント